

Title	「エルベルフエルド」救貧制度
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.1 (1912. 1) ,p.17- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

16 二三箇所の市場を必要とすべし而して其設立の費用維持の費用等につき事實につきて之を計上するに非れば果して市民に幾何の利便を與へ之によりて日用品の供給につき從來の小賣制度に代はるを得べきかを決すること難きが故にこれ等の際につきて想像を逞くするを避け置くべし若し本問題にして世人の注意に上り單に想像理論の問題に非ずして現實の問題に變ずるを得ば予輩は力の許す限り夥多の材料を提出して其解決を資くるを辭せざるなり。要するに我國に於て公開市場にして設置せられなば久しからずして小賣制度に一變革を來すを得べし而して其の未だかくの如き變革を來さざる間もよく小賣商人を警醒して物價を騰貴せしめざるの結果を見るは疑を容れざるなり。國民の生計問題にして極めて重要なりとせば本問題の如きも亦併せて之を講究せられんことを希望して已まざるなり。

記し畢て我社會政策學會にては本年の討議題として國民の生計問題を選びたるを聞き本邦の諸學者が擧てこの種の問題に指を染められたるを感謝す。

「エルベルフェルド」救貧制度

堀江 歸一

17 英國の救貧制度は世界文明國を通じて最古の歴史を有し隨て幾多の事蹟に富み研究者に知識を與ふること鮮少ならずと雖も其歴史若しくは事蹟を一貫して人目に觸るゝ所は徹頭徹尾立法並に行政の無能を立證するの一事あるのみ。救貧法を實施して年久しきを經るに拘はらず爲めに救貧制度と密接の關係を有する労働者社會の生活状態を改良するに就て何等資する所ある能はず次代の國民を教訓して之に獨立の生計を營むに堪ゆる良民たらしむる能はず救貧法は時に受救民を遇するに犯罪人に對すると同一の處置に出でたることあり或は僧侶慈善家の要請に促されて受救民に過分の優遇を與へたることあり。然も其孰れに據るを問はず救貧法を以て根本的に貧困問題を解決するに至らず結局近年救貧法の行政に大改革を加ふると同時に社會政策上の見地より幾多の防貧的政策を施行し以て舊來の缺點を補足するの議論を生ずることゝ爲れり。要するに英國

18 救貧法の失敗は救貧行政をして慈惠の原則(Principle of Benevolence)に據らしめたるの一事に座す。國民が慈惠の性情を以て、他の國民を救助し、其生計を全うせしむるは、固より文明國に於ける善美の制度たるを失はず。國民が其生計を維持するに難く、飢餓の悲境に陥るに就ては、種々の原因を存し、而して其原因の中には、飲酒、懶惰、勞働力缺陷等一般の社會的事情よりは、寧ろ本人の一身的事情に關聯するものある可し。茲に於てか、短見なる論者は貧困は受救民自身の招く所にして、社會は之に對して何等の責任を有せず。若しも自己の不注意不謹慎の結果貧困に陥れる者に向つて、國家が之に救助を加へんか、社會を舉げて共産的組織に一轉するに至らしむ可しとして、救貧制度に非難を試みんとす。獨立自助の精神は倫理上に於て、經濟上に於て最も尊重す可し。然も現時の社會には其組織の根底に於て、幾多の不平等幾多の不均衡の存在するを免かれず。近代の經濟組織が自由競争の發動財産私有の制度是等に隨伴し、又是等に刺衝せらるゝ、箇人遂利の念慮に依りて、今日の繁榮を致したるは、疑を容れずと雖も、世間の廣くして社會の大なる如何なる國に於ても、終生財産に接近して、之を利用する能はざる多數の人民あり、否生

れながらにして、生存競争の劇烈なる社會に於て對等の地歩を占むる能はざる多數の人民あり。時勢の推移は是等の人民を驅つて社會の最下層に於ける階級に沈淪せしめ、子々孫々相傳へて、此の階級に凝滞するの已むを得ざるに至らしめ、生存競争の急なる時に是等人民の生存其物をも危うすることあり。國家にして無力なるか、國民にして斯る不具的社會状態の可なるを認めれば、吾輩亦何をか言はん。今日の國家は斯く無力なるものに非ず。現代の國民は他の國民に對して、斯かる放膽なる態度を持って、自ら利ありとするものに非ず。社會的生活を完成し、一の社會に生存する人民をして人類たることを値するの生活を營ましむるが爲めには、國家自ら貧民を救助し、貧民を訓練し、貧民を教化し、一方に國民的生活の最低限度を維持すると同時に、社會に生存する人民をして總て此最低限度以上に於て生活を營ましむるの方策を講せざる可からず。

然らば國家は如何なる方法を以て、以上の方策を實現す可きか。包括的救貧制度を設け、自ら生存を全うする能はざる者を救助するは、其一にして、此制度成りて、始めて多數の人民は自由競争、私有財産を基礎とする現時の經濟組織の下に於て、

20

自由競争に堪へず、又私有財産を利用するの機會に接近せざるに拘はらず、尙ほ其生活に對する保證を得、飢餓に對する最後の避難所を求むるを得べし。英國は之を西歐諸國に比較し、其社會組織の各方面に對して、國家公共の監督を加ふる範圍狹隘なるに、獨り貧民の救助に就ては、之と正反對の政策を取り、チャールズ第一世の治世當時より、國家自ら貧民救助に對する責任を認めたるは、甚だ可なりと雖も、一方に自由放任主義の下に、積極的手段に依て、防貧政策の實行を閉却したるの一事は、永く英國の救貧行政をして不具的のものたらしめ、纔に最近數年間に於ける社會政策の風潮に依て、此缺陷を補はんとするに至れり。

「エルベルフエルド救貧制度なるものは、英國救貧制度の缺陷に對して、之を補足するの地位に居るの觀あり。其眼目とする所は、單に貧民に對して慈惠的取扱を與ふるに止まらず、貧民の状態を考慮し、貧困の原因を探究し、有効なる豫防的計畫を施さんとするの一事に存す。始め、エルベルフエルド市に於て採用せられたるに過ぎざりしが、其効果の顯著なるに至つて、次第に獨逸多數の都市に於ける救貧行政を左右するの勢を示せり。蓋し「エルベルフエルド」に於ける救貧制度は十八

世紀に至るまで、専ら教會に於て之を掌り、教會は専ら公衆の喜捨金を醗集して救助の資に充てたり。然も慈善本來の性質として、貧民を惠與すること寛大なるに、加ふるに受救民に對して、何等の檢束を施さざるを以て、慈善の盛なるに隨て、受救民の増加を來し、是等貧民が世上を横行する爲め、社會の治安を害し、公共の徳義を壞るの事實を現出したたり。蓋し人が他の仁恵に依頼して生活するの易きに慣るゝや、労働を嫌厭するの性情を生ずるは、當然にして高率の賃銀を以てするも、之を労働に就かしむること難きに至る可く、「エルベルフエルド」に於て最も明に此種の弊害を暴露したり。茲に於てか千八百年救貧制度の根底に改を施し、左の四原則を遵守することゝしたり。

- 一、眞實窮乏の者に限り、之を救助すること。
- 二、受救者の生活状態を知悉する爲め、吏員をして頻繁に其住家を訪問せしむること。

三、救助は生活必要の限度を超過せざることを。

- 四、受救民は各自の能力に應じ救助に對する代償として相當の勞役を爲すこと

21

此制度の眼目とする所は單に受救民に衣食の必要を供へて一時の窮乏を脱せしむるに止まらず、受救民を奨励して、獨立自助の習慣に就かしむるの一事に存す。第一より、第四に至る原則は其形態に異なる所ありと雖も、此目的を達するの手段たる點に於ては即ち一なりとす。殊に後年商工業不景氣の餘波を蒙りて受救民の數著しく増加するや、更に救貧行政の手續を改正し、定數の受救者に對して、一名の救貧吏員を任命し、此官吏は中央機關に對して自己の管轄下に居る受救民の狀況を報告すると同時に、時々受救民の生活に適切なる忠告を與へ、之を善良なる方向に指導することとし、此方法は伯林、キヨルン、グレフフェルト、ドレスデン、スツットガルト諸市の救貧制度の模倣する所と爲れり。エルベルフエルド救貧制度に於て、受救者たるは無能力の貧民と健全なる貧民との二者是れなり。

前者は之を扶助する責任ある者が此責任を盡さざる限り、公共の救助を請求する絶對の權利を認められたるに反し、後者は必ず自己の能力に適する勞役に就かざる可からず。否彼等は救助を受くる以前に誠實に職業を搜索し、然も之を得る能はざりしことを證明せざる可からず。此證明を爲して始めて受救民として、他

日充分の所得を得るに至るまで、公共團體より一時的救助を受け、此救助に對して相當の勞役を課せらるゝものなり。エルベルフエルド救貧制度に於ては、救助の種類を分つて戶外救助と戸内救助との二とすること他國の制度と異ならず。而して戸内救助の方法亦救貧院、孤兒院、棄兒收容所、無宿者保護所等に於ける收容に區別せられ、別に異色の認む可きものなし。唯戶外救助が通例各國に行はるゝ金錢の給與のみに止まらず、食餌、衣服、家具、醫藥は勿論就業に必要な器具機械の貸出に及ぶは最も注目を値する所にして、斯の如きは畢竟受救民の一身の狀況を知悉する救貧吏員ありて、始めて行はるゝを得る也。獨逸救貧制度に關して、特殊の硜究を爲したるミュンステルベルヒ氏は、エルベルフエルド制度の特色を擧て救貧法を個人化することを以て、其一とし、而して其意義を説明して、人が其僚友を救助するものなりとしたり。思ふに斯く救貧法を個人化するに就ては、其行政の組織與て大なる力ありとす。エルベルフエルドに於ては全體の都會を三十九の區劃に分畫し、更に一區劃に十四の小區劃を設け、行政は之を公民權を有する市民より選舉せられたる委員會に託し、行政の實務に當らしむる爲に、救貧吏員を任命し、

24 委員會は隔週會議を開ひて、次の二週間に適用す可き救助の方法程度に就て、大體の方針を決定すると同時に、救貧吏員は少なくとも隔週一回自己の擔當する受救民の住家を訪問し、今後給與す可き救助の方法程度に就て、意見を決定す。蓋し救貧吏員が頻繁に受救民の住家を訪問するは、救助の方法程度を適切ならしむる所以にして、一方に救貧吏員自ら救助物件を分配するの衝に當ると同時に救助期間を二週間に限り、期限の到來するに隨て、救助の程度方法を改正するは、エルベルフエルド制度の最も重要視する所なり。而して救貧行政の根本方針を決定する委員會は市行政に關係ある人士が名譽職として委員と爲り、實際に救助の事業に當るものは有給の吏員とすれども、一方に恩給受領者其他の篤志者をして、無給を以て之に當らしめ、然も其職務執行上に就て責任を閑却せしめざる爲め、委員會に於て適當の監督を加ふ。ミュンステルベルヒ氏が「エルベルフエルド」制度は救貧法吏員をして、受救民の狀況を探查せしむるのみならず、救助の方法程度を決定せしむるの方法を取るが故に、救貧法吏員は直接に救貧資金を管理し、救助の方法を講ずるを得。探查決定並に救助許與の三職務を吏員に行はしむるは、エルベルフエ

ルド制度の眼目にして、隨て此特徴を缺ける制度は、エルベルフエルド制度の模型に屬するものと云ふ能はずと評したるは、最も適切の言とす可し。(Das Elberfelder System. S.23.)

救貧法に於ける戶外救助の方法には其施行上幾多の困難の附隨するを免かれず。救助の方法をして受救者の必要と一致せしむる能はざるは其一にして、救助の程度實際の必度を超過し、受救民をして労働市場に於て獨立の労働者に對し、不當の競争を敢てせしむるは其二なり。是等の困難を除去せんとするには英國救貧法の一原則たる救貧院收容規定 (Workhouse Test) に據り、救助の條件として受救民を救貧院に收容するを救貧法の大本とするを以て可なりとするが如し。英國が千八百三十四年の救貧法改正以來戶外救助の嚴酷なる制限を加ふる所以茲に在りと雖も、更に社會全體の秩序を保護するの見地より云はんか戸内救助は、必ず受救民の家庭を破壊せしめざれば、已まざるに反し、戶外救助に於ては、國家又は公共團體扶助の下に受救民をして家庭を存續せしむるの利益あり。英國が多年包括的救貧法を制定し、貧民に最後の安息所を供へたるは甚だ可なりと雖も、今日の

社會政策の要求する所は、決して此一事のみを以て足れりとする能はず。此以外に貧民をして受救状態の下に於て尙ほ家庭を存續し、獨立民に近き又は獨立民たるを得る生活を營ましむるの用意なかる可からず。英國は養老年金法、國民保險法其他の政策に依て、此目的を達せんとするに對して、エルベルフェルド救貧制度は戶外救助に伴ふ弊害を避けて同一の目的を果さんとす。而して國民が公共に對する義務として、無給の救貧吏員たるに至つて此制度の效果大なりとす。

露國の政體に付て

田中萃一郎

傳へ云ふ露帝ニコライ第一世のペテル、モスクワ間に六百四露里の鐵軌を敷設せしむるや、地圖を展べて一直線を劃し、勅命によりて線路を定めたりと、夫れ或は然らん。然りと雖も彼の西紀一八三七年を以て落成し、露國最古の鐵道なりと云はれたるペテル帝都、ツアールスケー、セロ離宮間二十二露里の鐵路の如字的に一直線なるを思ふ時は、ニコライ第一世に關する傳説の或は此の線路より彼に移されたるにはあらずやとの疑を起さずんばあらず。俗間傳説の輕々しく信じ難きことは、今更事新しく云ふまでもなく、隨てこの俗説に基きて各國の政體を論評せんことは極めて危険なり。勿論洋の東西を問はず、法制沿革の事跡は自から其揆を一にするものなきにあらずと雖も、その間亦、自然界の影響により國民性の相違により、將た又特殊の事情によりて、歴史上幾多の變態を呈することなくんばあらず。故に余輩は茲に聊か露國政體の沿革を究め、その性質を明にするの一助に供